

マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)が始まります!!



平成28年1月から、マイナンバー制度が始まります。「マイナンバー制度ってなんだろう?」、「マイナンバー制度が始まったら、自分の生活にどうかかわってくるのかな?」...など、皆様がお持ちの疑問にお答えします。

マイナンバー制度ってなに?

マイナンバー(個人番号)とは、住民票を有する全ての方に、1人1つ与えられた番号のことです。これを活用して、社会保障、税、災害対策の分野で、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認する等、効率的かつ適正に個人情報管理する制度がマイナンバー制度です。

これにより、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えるようになります。また、将来的には、添付書類が削減され、いくつもの行政機関を回って書類を準備する手間がなくなるなど、行政手続きへの負担が軽減されます。さらに、行政機関が持っている自分の情報を確認することもできるようになります。

自分のマイナンバーはいつわかるの?

平成27年10月下旬から、住民票を有する住民の皆様一人一人に12桁のマイナンバー(個人番号)が記載された通知カードが、順次発送されます!!

※通知カードは、10月5日から全国の地域ごとに順次発送されるので、当町の住民の方に届くのは、10月下旬頃になる予定です。

またマイナンバーは、住民票がある中長期在留者や特別永住者などの外国人の方にも与えられ、通知カードが送付されます。

通知カードは、原則として世帯ごとに、住民票に登録されている住所あてに転送不要・簡易書留にて送付されます。

※個人番号カードについては、来月号の広報で紹介いたします!!

| | |
|--------------|--|
| 簡易書留 転送不要 | 入っているもの |
| | ①通知カード ②個人番号カード申請書 ③返信用封筒 ④マイナンバー制度の説明書 |

マイナンバーは一生使うものです。マイナンバーが漏えいして、不正に使われるおそれがある場合を除いて、**番号は一生変更されませんので、マイナンバーは大切にしてください。**

※一人暮らしで、かつ、病院に長期入院している等の理由により、住民票のある住所地で通知カードを受け取ることができない方は、実際に住んでいる住所地で通知カードを受け取ることができる場合があります。お早めに住民課住民係へご相談ください。

マイナンバー制度に関するお問い合わせ

電話番号(全国共通ナビダイヤル)

【日本語】☎0570-20-0178

【英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語】

☎0570-20-0291

※ナビダイヤルは、通話料がかかります。
※一部IP電話等で全国共通ナビダイヤルに繋がらない場合は、☎050-3816-9405におかけください。

受付時間

平日 9時30分～17時30分(土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く)

マイナンバー制度が始まったら、自分の生活にどうかかわってくるの?

マイナンバー制度が始まる(※)と、社会保障や税に関係する様々な場面でマイナンバーの提示が必要となります。ここでは、宇美町に引っ越してくる宇美野 太郎さんファミリーを例に、どのようにかわってくるかその一例を見てみましょう。

【宇美野 太郎さんファミリー】

- 宇美野 太郎さん (52歳：自営業)
- 宇美野 晴美さん (35歳：太郎さんの妻、夫とともに自営業)
- 宇美野 吾朗さん (15歳：太郎さん、晴美さんの長男 中学3年生(4月から高校生))
- 宇美野 和子さん (75歳：太郎さんのお母さん、介護サービスを受けている)
- 炭焼 花子さん (23歳：太郎さん、晴美さんの長女 専業主婦)
- 炭焼 俊介さん (23歳：花子さんの夫 会社員)
- 炭焼 ひろとちゃん (1歳：花子さん、俊介さんの長男)

☆転入手続きの際には、全員分のマイナンバーの提示が必要です

☆太郎さん・晴美さん・吾朗さん

自営業の太郎さん、晴美さん、その息子の吾朗さんは、宇美町に引っ越した際に、国民健康保険の加入手続きを行います。その際にマイナンバーの提示が必要です。

☆吾朗さん

高校入学の際、高等学校等就学支援金の申請を行う場合に、マイナンバーを学校へ提示することで、従来ならば必要であった住民票や保護者等の課税証明書の添付が不要になります。

☆和子さん

宇美町での介護保険のサービスを受けるために、福祉課の窓口でも、マイナンバーの提示が必要な場合があります。マイナンバーによって、和子さんが受けているサービスの内容がわかるだけでなく、年金等の所得を確認し、介護保険の自己負担額が決定されます。

☆俊介さん・花子さん・ひろとちゃん

会社に勤めている俊介さんは、会社にマイナンバーを提示することで、源泉徴収票にマイナンバーが記載されます。もし、アルバイト等の複数の収入源があれば、そこにも俊介さんのマイナンバーが記載されるので、宇美町は、それらの収入をあわせて税金の額を決定します。

また、俊介さんが社会保険に加入する際にもマイナンバーが必要です。さらに、花子さんとひろとちゃんを社会保険の被扶養者とする場合には、花子さんとひろとちゃんのマイナンバーも会社に提示する必要があります。

ひろとちゃんの児童手当の申請をするときに、役場へマイナンバーを提示することで、俊介さんの所得証明書の添付が不要になります。

(※)平成28年1月から、各種手続きでマイナンバーの提示を求められることがあります。マイナンバー制度による役場での手続きの簡素化等のサービスの開始は、平成29年7月からの予定です

このように、マイナンバー制度は他人事ではなく、生活の様々な場面で必要となります。次号では、マイナンバー制度以外でも身分証として活用できる「個人番号カード」や、自分の個人情報どこに提供されたのかを確認することができる「マイナポータル」制度について紹介します。